

第3回 子どもの未来をひらく教育改革会議議事概要

日 時 平成19年12月18日(火) 13:30～16:00

場 所 小倉リーセントホテル 1階 ガーデンホール

出席者

- (委員) 池田正昭委員、岡本エミ子委員、小川威亜委員、香月きょう子委員、加藤信夫委員、久保哲哉委員、久米村京子委員、杉本松廣委員、谷美紀委員、田原憲二委員、恒吉紀寿委員、中川博子委員、中村雄美子委員、仁保一正委員、沼田文子委員、福原かすみ委員、堀川英樹委員、彌登章委員、
- (事務局) 教育長、教育次長、教育委員会総務部長、教育委員会学務部長、教育委員会指導部長、教育委員会生涯学習部長、教育委員会参事、子ども家庭局参事ほか

会議次第

1 開会

2 議事

- (1) 特別支援教育について(障害のある子どもへの支援体制のあり方や教員の専門性の確保の方策)
- (2) 家庭との連携や基本的な生活習慣向上の方策について

3 事務連絡

4 閉会

配付資料

資料1 これまでに出された主な意見

資料2 論点整理を踏まえた今後のスケジュール(案)

資料3 特別支援教育に係る論点整理

資料4 家庭教育の重要性と学校・家庭・地域の連携について

委員発表資料 みんなちがって、みんないい

小倉北特別支援学校 学校教育相談

参考資料 北九州市子どもを育てる10か条

家庭教育学級のご案内「子育てに自信がありますか？」

1 開会

事務局： それでは定刻となりましたので、はじめさせていただきますと思います。

まず、会議に入ります前に、本日お手元配布資料の確認をさせていただきたいと思ひます。クリップで留めてあるほうの会議資料でございます。クリップを外していただくと分かりやすいかと思ひます。

まず、本日の次第でございます。次が資料1、「これまでに出版された主な意見」でございます、2枚ものでございます。ホッチキスで留めてございます。

次が資料2、「論点整理を踏まえた今後のスケジュール(案)」というのがございまして、これも2枚ものでございます。

次が資料3でございます。「特別支援教育に係る論点整理」というもので、これが3枚ものでございます。

次が資料4でございます。「家庭教育の重要性と学校・家庭・地域の連携について」というもので、ホッチキス留めで5枚ものとなっております。

また、本日の委員発表資料といたしまして、まず、「みんなちがって、みんないい」というホッチキスで留めた3枚ものでございます。それと、「小倉北特別支援学校 学校教育相談」という1枚ものです。

最後に参考資料といたしまして、「北九州市子どもを育てる10か条」1枚でございます。それと、家庭教育学級のご案内ということで、「子育てに自信がありますか?」というリーフレットを一番下に付けているかと思ひます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。落丁等ございましたら、会議途中でもお知らせいただければ、すぐにお届けしますので、よろしくお願ひいたします。

本日この会議でございますが、委員25名中18名のご出席のご連絡をいただいておりますが、1名委員の方が遅れておるようでございます。現在17名のご出席でございますけれども、設置要綱第5条2項の規定で、過半数に達しておりますので、会議が成立することを申し上げたいと思ひます。

それでは、恒吉座長、お願ひいたします。

2 議事

座長： それではただ今より、「第3回子どもの未来をひらく教育改革会議」を開会いたします。前回は、「課題や議論の方向性、認識の共有化」を図るために、第1回会議に続きまして、各委員からご意見をいただきました。

また、「特別支援教育について」、事務局説明と各委員からの質問という流れで会議を進めました。「課題や議論の方向性、認識の共有化」については議論を進める中で、ある程度委員間で共通認識が持てたというふうにお願ひしております。

それでは、本日の議題に入る前に、前回までの議論の整理について事務局より説明をお願ひします。

事務局： それでは事務局からご説明いたします。まず、資料1、「これまでに出版された主な意見」という資料をご覧いただきたいと思います。こちらは、第1回会議及び第2回会議で各委員からお出しいただきました意見を、6つの議論の視点に基づ

きまして、分類及び整理したものでございます。前回の会議でもお配りしていましたが、その資料に第2回会議の意見を加えて、反映させた形となっております。

また一番右側にあります「考えられる検討項目」ということがありますけれども、その下の、「 」で囲ったのが、「検討項目」ということになります。その下にイメージしやすいように、論点を示したということでございます。一番上の黒い四角、「家庭との連携や基本的な生活習慣向上の方策」を例にしますと、具体的な論点として、「家庭への要請のあり方」ですとか、「学校での取り組みのあり方」などが想定されるのではないかとということでお示ししております。そういったことで、各検討項目ごとにまとめた資料でございます。

次に資料2のほうをご覧くださいと思います。「論点整理を踏まえた今後のスケジュール(案)」をご覧くださいと思います。こちらのほうは、1ページ目、前回のものとはほぼ同じでございますけれども、議題の順序につきまして、前回の委員各位の意見を踏まえまして、座長と協議した上で、より関連性の高い議題が続くように順序を若干変更させていただいております。

続く2ページ、3ページというのは、1ページのスケジュールにつきまして少し詳しく説明したものでございます。各議題の論点を整理し、それぞれの議題につきまして、論点と関連する会議などの備考として、それをお示ししているところでございます。

なお、1点ちょっと訂正をお願いしたいのですが、2ページの矢印のところの2つ目の「 」、 「家庭との連携や基本的な生活習慣向上の方策」という項目の備考欄でございます。文部科学省のテストの分析で、一番最後のところに、(12月末公表)とありますが、こちらは今、手続きをやっているところでございまして、12月末ではなく、おそらく2月に公表ということになるかということで、今、進んでおりますので、1点修正させていただきたいと思います。

事務局からの説明につきましては、こういったことでございますけれども、今後の議題につきまして、こういった流れに沿って行っていくわけでございますけれども、もちろん、このほかに、議論すべき事項がある場合には、適宜、柔軟に対応していきたいと考えております。よろしくをお願いしたいと思います。

以上で事務局の説明を終わります。

座長： ありがとうございます。今後の進め方や議題につきまして、今の事務局の説明のかたちで進めていくということで、了承していただいて構いませんでしょうか。

————— (了 承) —————

それでは、今日の議事に入りたいと思います。

今日の議題、1点目の「特別支援教育」。前回の会議における各委員の意見を踏まえた論点整理を、最初に事務局からお願いいたします。

事務局： 前回、第2回教育改革会議におきまして、特別支援教育につきまして説明し、議論をいただいたところです。

前回の説明のポイントは大きく3点でございました。

1つ目は、新しい特別支援教育について、ご理解いただいたこと。

2つ目が、北九州市の特別支援教育についてご理解いただいたこと。

3つ目は、北九州市の特別支援教育の課題について、ご理解をいただき議論につないでいただくということでございました。

特別支援教育につきましては、前回本市における今後の特別支援教育のあり方について、その方向を示す、「特別支援教育推進プラン」の策定に向けて作業に取り組まれているところでございます。この教育改革会議におきまして、さまざまな立場から提言をいただければとと考えております。

課題につきまして、資料3のほうに、示しておりますので、そちらで説明してまいります。大きく4点課題がございます。まず1つめの課題1でございます。これは「教員の専門性の向上と関係者への理解推進」。議論の視点は「研修のあり方や人材確保のあり方」でございます。これまでの養護教育、特殊教育では関係校、養護学級の設置、小中学校を中心に直接担当する教員を対象とする研修という意味合いがどうしても強うございました。新しい特別支援教育では、すべての学校を対象とし、すべての教員を対象としていくような研修も必要になるかと考えております。

ただし、すべての教員に同じように、同じレベルの研修を行っていくのではなく、ある一定レベルの研修を進め、理解を進めていくということは大切でございますが、その上に立ちまして、校内の特別支援教育を牽引する、あるいはその地域の特別支援教育をリードしていくような専門性ある人材を、研修を通して育成あるいは確保していくようなことが大切なのではないかと考えております。

そこで、これまでの委員さんのご経験に基づくような事例等を踏まえまして、人材育成の考え方や研修の工夫、あるいは人材確保の工夫、専門職の導入や分業の工夫などについて、ご提言、ご意見をいただければと考えております。

それから次のページにまいります。課題2は、「特別支援教育の場や教育環境の整備」。議論の視点は「ボランティア活用のあり方」でございます。

特別支援教育では、先ほど申し上げましたように、小中学校においても、障害のある子どもたちに適切な教育を行っていくこととなります。現在、小中学校には特別支援教育補助として、約20人の市費の嘱託講師を配置していることです。

ただ、今後学校からのニーズにこたえていくためには、これ以外にも市民の力を借りる必要があるのではないかとこのように考えています。ボランティア活動などが課題となってきます。ご意見をいただければと思います。

また、前回の会議におきまして、ボランティアの方に活躍していただくには、学校からの確かな情報が必要というような貴重なご示唆をいただいております。こうした意見を積み重ねていただければと思います。そこで、これまでのご経験に基づく事例等を踏まえまして、外部人材活用の状況あるいは方法、あるいは学校の内部のものと、それから外部人材との連携や活用のノウハウなどについてご意見をいただければと考えております。

続きまして3ページにまいります。課題の3点目は、「一人一人の教育的ニーズにこたえる教育の推進」。議論の視点は「一貫した支援のあり方」でございます。

障害のある子どもたちへの支援は、入学前、卒業を見通して一貫して行うことが大切でございます。図の楕円の重なり部分、すなわち幼稚園や保育所などにおける気付きから小学校などへの移行。あるいは卒業後の高等学校や社会生活への移行など、これが課題になってまいらうかと思っております。保護者への理解の進め方、

あるいは移行に向けての連携のあり方、情報の引継ぎの方法などについてご意見をいただければと思います。異なる組織間の効果的な連携、あるいは組織間における情報やノウハウの引継ぎ方法などについて、ご意見、ご提言をいただければと考えております。

続きまして、4ページにまいります。課題の4点目、これは、「特別支援教育推進に向けた全市的な体制の整備」。議論の視点は、「支援機能や役割分担のあり方」でございます。

前回も申し上げましたが、北九州市において、特別支援教育を進める体制を考えるにあたりましては、本市なりの強みを生かしていくことが大切というふう考えております。本市には、総合療育センターという医療機関があり、またそこに併設する教育の専門機関として、市立の「特別支援教育相談センター」がございます。また、市立の特別支援学校が9校ございます。こうした強みを生かす中で、すなわち特別支援教育相談センターを頂点に考えながら、特別支援学校の助言援助機能を位置付け、小中学校等を支援していくような体制をモデル的にそこに構想しておりますが、このような全市的な支援体制のあり方はどうであろうか。あるいは特別支援学校や小中学校等における支援機能や、役割分担、相互連携のあり方など、こうしたものが課題になってまいろうかと考えております。

そこで、効果的、効率的な支援体制、支援体制のあり方、それから、支援体制の機能分担などについてご意見ご提言をいただければと考えております。

最後に5ページにございますが、前回その他の意見といたしまして大きくまとめますと、理解・啓発等が出されていると考えています。併せまして、理解・啓発のあり方などにつきましても、ご意見、ご提言をいただければと考えています。

以上どうぞよろしく願いいたします。

座長： ありがとうございます。立て続けに資料がたくさん出てきていますので、追いつくのが大変かと思えますけれども、前回、説明をしていただきまして、それにもとづいて皆さん方の意見や質問をしていただきましたけれど、これは今日整理していただいたものがお手元に配布されている資料になります。

前回もお話しをしましたけれども、今回からはこういった資料の整理とともに、委員の中でも意見発表をしていただきながら、進めていきたいと思っています。

今回、意見発表は3名の方をお願いをいたしました。加藤委員、中村委員、福原委員、をお願いしてあります。それで、順番に10分程度でご意見を発表していただきながら、それを踏まえて全体の議論を進めていきたいというふうに思います。

それでは、最初に加藤委員、よろしく願いいたします。

加藤委員： 加藤です。私は、全部で5枚ペーパーを用意したのですが、多過ぎるかな、皆さんにご迷惑をかけるなと思ったのですが、今の教育委員会の説明を聞いて、「ああ、これでも足りなかったかもしれない、教育委員会の人は全然分かってないよね」という気持ちで、5枚用意してきてよかったと思います。

私の主張は大きく2点であります。1つは障害児教育にも多様性を持たせるべきだ。障害児教育は、障害児は特別支援学校にやるべきだというような考え方はもう古い、間違っているという点が1点であります。

2点目は、障害児教育というと、障害児だけを何とかしなきゃいけないという

ような考え方はやめるべきだという点であります。周囲をどう考えるか、変えるか、障害児が生活する場である社会、健常児、大人たちをどう変えていくかという視点がなければ駄目だというふうに考えます。ですから言い換えれば、今、教育委員会が提案されている障害児教育というのは、学校の中だけで完結したシステムなのです。ですから、そういうシステムというのは、壊すべきであるというのが私の主張であります。

その2点について、まず、最初からご説明したいと思うのですが、障害がある人をどういうふうに考えるかという大元のところが、一番問題になるのではないかと思うのです。単に少数派をどうするかということであれば、今、教育委員会が説明されたように、まあそれなりの教育をしておけばいいということになるかと思えます。ですが、世の中は障害がある人を含めていろいろな人がいるのだと。いろいろな人で構成されているという考えに立てば、これは教育を含めて社会のありようを考える上で、大変重要な意味合いを持つと考えることができますし、私はそういうふうに考えています。

長崎県の佐々町に30年以上、大人の知的障害者と生活をされてきた、近藤原理さんという、小学校の先生、大学の先生をされた方がいらっしゃいます。その方は、「世の中には、男と女、大人と子ども、青年、お年寄り、勉強のできる人と苦手な人、運動が得意な人と不得手な人、お金を持っている人と持っていない人など、いろいろな人がいます。障害も、人が持っているそういった特徴の一つ、あるいは個性と考えるべきではないか」という主張をされています。また、山口が生んだ詩人の金子みすゞも下のほうに書いてありますように、「みんなちがってみんないい」という詩を提案していますし、同じような主張だろうというふうに考えます。

1981年、国連が提唱した国際障害者年の「宣言」の中で、国連は「足が悪いこと」と、「歩けないこと」と、「歩けないことがハンディキャップになること」というのは全部違うのだというふうな主張をしています。足が悪ければ治療し、治療して歩けるようになる。それでも駄目な場合は車いすがある。あるいは松葉づえで歩くことができる、動くことができる。しかし、階段や段差があったり、あるいは凸凹の道ばかりだとしたら、車いすで外に出られない、松葉づえでは非常に不自由だと。ですから、そういうことがハンディキャップになるかどうかということは、すべて社会の責任であるというような言い方をしています。障害者のスローガン、「完全参加と平等」を実現するのは、まさに社会の責任だということです。

これは国際障害者年だけでなく、2001年にWHOが障害者の概念というのを提唱していますが、その中でも、問題があるのは障害者、当事者ではなく、社会のほうだという指摘をしています。これもまた、国連の障害者の国際障害者年の宣言の内容を言い換えたものだろうと思えます。この考え方を教育に当てはめると、障害があるというだけで十分な教育が受けられない。あるいは学校を卒業しても進路が決まらない。これは社会の責任だということになるかと思えます。

特別支援教育という呼称そのものがやはり変だと思うのです。どうですか、皆さん。何かで上から特別に手を差し伸べて、教育をしてあげますよというふうなニュアンス、印象を受けるのです。私は、前回の会議で市教委の説明に障害児をどうするかという視点しかなく、多数派の健常児をどうするかという視点がないという指摘をしましたが、その問題点は、この特別支援教育という呼称に表れて

いるのではないかというふうに思います。

特別支援教育の目的とは、どういうふうにお考えになっているのかというのをまず聞きたいのですね。いただいたパンフレットには、障害があるお子さんの自立や社会参加へ向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを十分に把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うというふうな記述があります。こういうような教育を施した結果はどのようなのでしょうか。自立や社会参加が十分に保障され、実現できているのでしょうか。このパンフレット、いただいた資料には、そここのところは全く書いてないのです。ということは、多分うまくいってないから書いていらっしやらないのではないかというふうに考えざるを得ないのです。

保護者が一番頭を痛めているのは、施設を含め、学校を出た後どうなるのだろう。この子はどうなるのだろう。あるいは自分が死んだあと、この子はどうなるのだろうということだと思うのです。ですからやはり、こういうふうな教育をすればどうというふうな将来が保障される、どうというふうになりますということを明示すべきだと思うのです。やはり、教育が学校の中だけで完結している体制、その一例だろうと思います。

また、障害児をどうとらえるかという問題もあると思うのです。私は、やはり障害児というのは、健常児に比べて発達の度合いがゆっくりしている子どもたちであるという考え方、こう取るべきではないかというふうに思うのです。ですから、健常児と同じように、633制の教育制度の中にぴったり当てはめて、それでところてん式に追い出していくというようなやり方はやめたほうがいいのではないかと思います。普通に考えれば、理解・発達の力が2分の1であれば、かかる教育の期間というのは2倍になるはずなのです。ですが、そういうことにはあまり配慮をなさっていないのではないかという気がします。

高等部ですが、希望する子どもが全員入学できるのでしょうか。健常児は高校全入の時代に、なぜ特別支援学校の高等部というのは入学が難しいのでしょうか。「ゆっくりした発達」に合わせるには、高等部の十分な保障というのは不可欠だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

障害児教育を考える際に気になるのは多様性の無さです。健常児の場合には、公立と私立、普通学校と専門学校、あるいは特進コースというものもあるかもしれませんが、そういうふうに、複数の選択肢の中から進学先を選ぶことができますが、障害児の場合は、例えば目が不自由な子どもは盲学校。耳が不自由な子はろう学校というふうに進学先が決められてしまっていると。

いただいた資料を見ましても、就学指導委員会の判定に基づいて、唯一の進学先が決められるというシステムになっているようです。養護学校から特別支援学校というふうに、呼称は変わりましたが、判定をめぐって今までの保護者と学校、教育委員会が不毛な対立を繰り返す状況は変わらないのではないかというふうに危惧します。

そこで、提案をしたいのですが、いただきました資料4の7ページに図表がありました。就学指導委員会の、こういうふうに判定を下すのだという資料がありますが、この中で、就学指導委員会の判定が出たあとに、保護者の同意を得るというふうにしたらどうかという提案であります。障害児の進学先の選択肢が、普通学校、特別支援学級、特別支援学校の3つになると考えるからです。

それと就学指導委員会の判定を、絶対的なものとして押し付けるのをやめたらいかがでしょうか。この判定が絶対であるというために、特別支援学校に1度入ったら、2度と普通の学校に戻れないのではないかと危惧する保護者が多いと思うのです。ですから、就学指導委員会の判定のあとに保護者の同意を得る。そして、3つある中でどれでも選べる。そして、1度特別支援学校に行ったら、そこからなかなか抜け出せないというのではなくて、希望すれば特別支援学級にも入れる、普通学級にも入れるというふうに、柔軟な多様性を持たせるやり方を採用されたらいかがだろうかと思います。そういうふうにすれば、今まで判定をめぐる、判定を嫌がって就学時検診や、就学指導委員会の相談を拒否なさっている保護者の方たちがいらっしやいますけれども、そういうようなケースもなくなるのではないかと思います。

障害児教育は、専門教育か、統合教育かということで長い間対立がありました。障害の種類・程度に応じてきめ細かい教育か、あるいは将来社会に出ることを考えて、社会性を身に付けることに重きを置く教育か。どちらを取るかという論争だったと思います。きめの細かい教育は特別支援学校。社会性を取る場合は、特別支援学級を含む普通学校、地域の学校で教育するという事になったと思うのです。

社会性というのは、障害児の社会性を身に付けるということなのですが、普通学校の地域の学校では、障害児に対する教育ももちろんで、社会性が身に付くのももちろんですが、それ以上に、健常児やその親などの周囲が障害児を知って理解するという効果が大きいと思うのです。将来その子が地域で生活するためには、周囲の人がその子のことを分かってないとなかなかうまくいかないと思うのです。だから、そういうような学校教育を超えた効果というのを、そこでは期待できるのではないかと思います。

その下に、宮崎県都城市の鈴木君の作文を紹介しています。これは時間が長くなりますので省略いたしますが、是非、読んでいただきたいというふうに思うのです。一緒に育つ中でけんかをしながら、あるいはぶつかり合いながら、障害児も育つ、健常児も育つというような内容で、2005年の法務省主催の全国中学生人権作文コンテストで、法務大臣賞をもらっている作文です。是非、お読みいただきたいと思います。

繰り返しますけれども、障害の種類・程度に応じたきめの細かい教育を受けたとして、障害児者を知らない人や、理解しない人の中ではその力を十分に発揮することはできないのではないのでしょうか。そう考えると、障害がある子どもだけを教育の対象にした障害児教育は認めることができません。多数の健常者が変わるには触れ合うしかありません。

先日の会議の中で、委員が、今も特別支援学校と近くの学校の間で交流をやっているという話をなさいました。それはそれなりにいいことかもしれませんが、これも場面交流なのです。おそらく先生方がこういうふうに設定した、そのルールにのっとって触れ合う。触れ合うだけの交流である、というふうに思うのです。そうでなくて日常の中で、先生の目を盗んでけんかしたりとか、車いすをポンと押して嫌がらせをしたりということもあるかもしれませんが、それはそれでお互いに理解をし合う上で、非常に大切なことだと思うのです。

ですから、場面交流でなくて一緒に生活して、この作文を読んでいただくと分かると思うのですが、そういうふうに普段の生活の中でぶつかり合ったり、励ま

しあったりしがなら理解し合い、付き合い方を学ぶ。そういうことを大切にしていけたらいいなと思います。

ですから、北九州市の特別支援学校のあり方検討会議の推進プランの柱の1つ。柱の1つというか、大きな柱に是非とも周囲への働きかけをどういうふうに考えているのか。あるいは、どういうふうに進めるのかということ盛り込むべきだというふうに考えます。そうでないと、単に障害児教育を小手先だけで何か済ませてしまおうということになるのではないかと。それが盛り込まれるかどうか、北九州市教育委員会が真剣に障害者の問題、人権の問題、人間の問題を考えているかどうかの試金石になるだろうと私は考えています。

座長： ありがとうございます。続きまして、中村委員お願いいたします。

中村委員： 私は加藤さんのお話を聞いて、同じようなことを考えていたということが分かりました。私は前回の会議に出席させていただいて、特別支援教育がこんなふうになりますという案というか、理解をするときに、通常学級の中にLDとかADHDなどの障害の方が対象になりますというお話を聞いて、それはとてもよかったなと感じました。知り合いの臨床心理士の先生からは、とても増えているので、これから多分課題になるだろうと聞いていたので、今回これが盛り込まれたことはとてもよかったと思いました。

ただ、前回聞いて、先ほどおっしゃられていたようにやはり「教育は教育」なんだなと。私たちは通常子育て支援をしているので、教育だとか福祉とかいうふうには考えていません。「子どもたちが育つためには、どんなサポートが必要なのか」ということを考えていきますので、特別支援教育と障害者福祉が別々にあるということが、何だかやはり別々に議論をするのかなというふうに前回思ってしまったのです。本当は、その連携がとても大切だと思いますが、ただ連携というだけではなくて、その間を埋めるためには、どういったサポートが必要なのかということも、ぜひ議論していただきたいなと思いました。

私も、保護者の皆さんが、学校だけで支援が終わるのではなくて、今私が聞いたところでは、放課後だとか土日、それから長期休暇の過ごし方をどうするかということにとっても関心が強いのです。ひっ迫していて、それを本当にどうするか。結局、自分たちでグループをつくって集団保育をされていたりとか、地域での居場所づくりを中心になってやっておられたりというNPOの方々を知っているのですけれども、しょうがないから自分たちでやっているという現状があって、本当に教育も学校の中だけでは終わらないということが、保護者の方のニーズではないかと思っています。

また、その連携のことと、やはり周囲への働き掛けというところでは、理解が全然進んでいないというのがあるのです。

ある市民センターでバリアフリー講座が、連続講座で5回程あったのです。私は、そのボランティアとして応援に行っていたのですけれども、第1回目は特別支援学級の先生の方が来られて、保護者の方に対して理解を深めてもらおうということでお話をいただいたのです。そのときは、すごくよく分かるお話でよかったのですけれども、2回目、3回目、4回目、5回目は、その地域の子どもたちとの交流ということで企画がされていました。具体的には、折り紙をしたり、料理をしたり、体を動かす体操みたいなことをしたり、というプログラムが組ま

れていたのです。

そのときにとても驚いたのが、とてもバリアフリーということで考えられた講座ではなかった。時間配分だとか、内容だとかが、普通の子どもにしても目いっぱい時間を掛けないとできないような企画がされていて、とても驚きました。通常は、講師の方と打ち合わせてして、こういった子どもたちも参加をすることで、ゆったりと時間配分をしていけば、内容もそんなに難しいものではなかったのではないかと思うのです。

私が応援に行きました料理と折り紙のときは、私ですら折り紙が難しかったのでとても驚きました。私自身、先生から1回聞いただけでは、子どもたちに一緒に教えてあげることができないので、また先生に聞きにいった、それを子どもたちに教える。それもどうやったら発達障害のある子どもたちや、少し腕を動かすのが難しい子どもたちと一緒にやれるのかということ、何かつくづく難しいなと思って、企画のときから一緒にかかわっていればよかったと反省をしたのです。

そんなふうに理解がないのに、市からのそういった事業が下りてきたということで運営をされていて、何のための講座だったのかと。第1回目だけは、本当に保護者の方に聞いていただいてよかったと思うのですけれども、その後が、ほんとに何も考えられていないということになってしまったので、やはり周囲への理解というのはとても大切だと感じています。

それと、私自身の子どもが今小学校2年生ですけれども、1年生のときの担任の先生が、子どもの発音が少し気になるということで、もしよかったら通級というシステムがあるから、夏休みだったら、近くでやっている先生が少しお話をしてくださるということだったので、私と子どもと担任の先生と一緒にお話を聞きにいったみませんかということでお誘いを受けてお話を伺いにいったことがあります。そのときは、すぐに通級の申請はしなかったのです。その学校では、1年生の担任と2年生の担任が、毎年変わることになっていて、今度変わってしまったので、2年生の先生に、1年生の先生のとくに発音が気になるということをお話を言われたということで、初めての懇談のときによく見ておいていただけますかというお願いをしていました。2年生の先生は、特にそんなに気にならないという感じだったのですけれども、やはり本人が去年話を聞きにいったので、練習をしたほうがいいかなと私のほうに言われて、今年も申請してみようという話をしたのです。

それを聞いて、先生方の気付きだとか知識だとかということに、とても左右されるのだというふうに実感しました。早いときに、1年生の先生がそんなふうに言うてくださったことがとてもよかったと思っています。もし、高学年になって、お友達からのからかいだということで私が気付いた、先生が気付いたということであれば、すごく時間がかかっただろうと思っているので、やはり先生方の気付きだとか知識も、本当に深めていってほしいと思っていますところでは。

もう一件、周囲への働き掛けのところ、一つ、先日、障害児支援ネットワークという会議に参加をさせていただいたときに、千葉県で「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」というのが議会を通ったということをお聞きしまして、私はこのニュースというのを全然知らず、その会議で初めて知ったのですけれども、そんなふうに条例をつくっているところもあるのだということ。千葉県のホームページでの情報だったのですけれども、条例をつくったからといってゴールではなくて、条例をつくったからこそ議論を続けていきたいと

いうふうに思っていらっしゃるというのを見させていただいて、やはりそういった何らかの大きなきっかけ、働き掛けがないと、やはりどうしても後回しにされてしまうのではないかというふうに感じています。

それからあと、連携というところ言えば、特別支援学級が、例えばどこかで立ち上がるといった情報を、決定してから地域の方々にお知らせをする。これは児童館の先生から聞いたお話なのですが、特別支援学級が立ち上がるかもしれないよといった情報を小耳に挟んだと。その時点で構成員の先生方に研修を始めた。だから、翌年実際に受け入れが始まって、保護者の方から学童保育クラブに通わせたいという相談があったときに、対応することができたというお話を聞いたのです。それを聞いて、やはり決定してからではなくて、そうやって、かもしれないという段階でも情報を提供していくということの大切さをその児童館の先生から聞いたときには感じました。

また、ボランティアの活用が課題として挙がっていますが、放課後受け入れている学童保育クラブの方からお伺いすると、やはり介助の仕方が分からないとか、理解をするのにすごく研修を積まないといけないということで、そこがやはり課題だというふうにおっしゃっていたのです。そして、例えば職員の方を研修するということになれば、職員の方が3年ごとにとかわっていかれるところがある。私設のところだったりすると同じ先生かもしれないのですが、そうでないところだと、先生がずっと替わっていかれるということで、養成、研修をずっと積み重ねていっても、結局3年で辞めてもらわないといけないということになると、せっかく積み上げてきたものが台無しになってしまうということで、そこも課題だということをおっしゃられておられました。

そして、あと就学相談のときに、やはり就学相談を受けずに、普通学級にそのまま進学をするという方もいるという問題が前回も取り上げられていましたけれども、先にどういった教育があるのかとかいうこと、またどういった支援があるのかということが分からない「不安」だとか、あと「障害があるということのレッテル」を張られるということ、やはり不安に思っていらっしゃるのかなというふうに思っています。

私が今、乳幼児期の支援をしておりますけれども、そのときに会ったお母さんたちには療育センターに行くことを進めています。それは、区役所に行っても、保健婦さんに相談してもそう言われるのですけれども、私はやはり、療育センターに行くことで、もし障害があると分かって、そこから先あなたがどうやって対応していったらいいのか、私たちもそうやって教えてもらったら、どうやって対応していったらいいのかというのが分かるから、それは不幸なことではないのだということをずっと相談のときに言います。

そのときに相談を受けて、療育センターに行って判定をされた方は、ひまわり学園に行かれたという方もおられますし、2歳になってもお座りはできるけども立てないという方がいらっしゃったので、その方にもぜひ行ってみてと。もし、障害がないとしても、運動療法などでずっとサポートが受けられるよということを行いました。その方は障害ではなくて訓練を積み重ねていくと、半年ぐらいで立ち上がることができ、もう半年ぐらいして3歳ぐらいになったら歩くこともできたのです。

そうやって、地域で私が出会えた方というのは、早くからサポートというか、もし一人で行くのが不安だったら私も一緒に行くよなんていう話もしていました。

サポートができる体制が、地域にどのくらいあるのか。早く出会えることがいいので、その仕組みがあればいいと思っています。以上です。

座長： ありがとうございます。続きまして、福原委員よろしくお願いたします。

福原委員： 私は、特別支援教育を推進しているという立場からのご意見を申し上げさせていただきます。

実際に、今まで加藤委員さんも中村委員さんもおっしゃいましたが、まさしく特別支援教育のキーワードは「連携」ということです。これは、もっとも教師の間では難しいことではないかというふうに私は感じております。今、小倉北特別支援学校は、市と県のモデル事業を受けまして、どういうふうな体制を取っていけばいいかということで、ずっと研究をさせていただいております。福祉だとか、労働だとか、保育所、幼稚園、小・中・高等学校とどういうふうな連携を取っていけば、このシステムが整っていくのかということ、実践をしながらやっているような状態です。

本校の概容として申し上げますけれども、小学部から高等部まで現在107名の子どもたちが学んでおります。不思議なことに、中学部から急増いたします。現実には教室が足りません。うちの学校は割と少ないほうで、半分近くが自閉症を併せ持っております。障害児自体がとても多様化してきておりまして、将来、生活をしていく上で、どのような力を、いつ育てないといけないのかという視点で学習内容を組み立てていきなさいというふうには、いつも言っております。

もう一つは、やはり保育所・幼稚園から学校へどうつないでいくか。また、小から中へどうつなぐか。中から高へも同じです。大きな問題としては、高から社会へどういうふうにつないでいくかということが、やはり現在も大きな課題です。

今は、個別の移行支援計画という福祉の制度に乗っかっている部分がありまして、どういうふうにつないでいくか、一生涯に渡ってどう支援していくかということが大きな課題になっておりますので、その部分の、教育サイドの部分としてどういうふうにつないでいくかというのを、今実践をしながら、一つ一つ子どもたちの実際を通しながら、職員と一緒に学んでいる状態です。

本校は、今回の法の改正で、地域におけるセンター的な機能を持つということが大きな役割の中の1つになりましたので、職員にいつも言うのは、本校の持つ専門性で地域の小・中学校を支援していくということ。それから、これまでの教育の場、養護学校だとか養護学級という場だけの問題ではなくて、一人一人のニーズにおいた柔軟な教育体制を組んでいくということと、教師一人一人が取り組むのではなく、システムで何らかの改善策を図っていこうということを教師には伝えております。

その中で、本校の特別支援教育コーディネーターという役割を担っているものがあります。それは、役割としては前回出されていたと思いますので具体的には申し上げませんが、本校で5名指名をしております。そのうちの3名は専門的な知識を持っている者で、昨年1年間、長期の福祉関係の研修を修了したものが1名含まれております。それと、講師が2名。その5名のうち、小学校の経験者が3名。中学校の経験者が1名です。なぜ、小学校や中学校の経験者をあらかじめ出しているかというと、小学校の教育課程や中学校の教育課程が分からないと、支援に行ったときに何をすればいいか、具体的な支援ができないだろうということ

で、あえて免許を持った人間で、なおかつ専門的な知識を持った人間を指名しております。

本校のコーディネーター5名の役割分担ですが、1名は校内支援をしております。校内でも、やはり支援をしないといけないような子どもさん方が増えてまいりましたので、その支援ということ。残り4名が校外の支援ということで出ております。それとプラスアルファ自立活動の授業を週あたり大体10時間程度、1週29時間なのですけれども、そのうちの10時間程度は、学校の子どもたちへのサービスをきちんとし、さらに自分たちの技能に磨きをかけた上で、地域の学校への支援ということで努力をしております。

では実際に、校外支援をどういうふうなかたちでしているかということ、個別の指導計画という、今年1年間とか1学期間、どういう指導をしていきたいと思いますということを作成することが求められております。それに対する助言を、子どもさんを見させていただいた上ですということ。机上で、「はい、そうですね、そうですね、そうですね、あなたは自閉症だからこうしますよ」ということは絶対言わないということで、子どもさんを見させていただいた上で、いろいろな課題の部分、この人はこういうときに、こうしたほうがよろしいのではないでしょうかとにかくかたちでするようにしています。

そのために、教育相談をすると同時に、今日パンフレットを、1枚刷りのものですがお配りして、学校教育相談という変な名称にしておりますが、うまい名称が見つからなかったものですから、こういう名称にしております。このやり方です。具体的に細かいことでもいいから、例えば机の位置はどうするとか、座る位置はどこがいいですよというようなことまで含めて助言をするようなことをしております。あとは、小学校や中学校の校内研修がありますので、それに実際に講師として参加したりしております。

先ほどから言われておりますが、障害のある子どもたちのケア会議を実際に今やっております。それは、保護者も、現在保護者が入ることはほとんどないのですが、関係機関、福祉だとか保育所だとか、学校の先生だとか、そういういろいろな方がお集まりいただいて、どういうふうなことでこの子を支援していけばいいのかという、具体的に支援計画を立てるようにしております。もう一つは、小学校の校内をどういうふうに整備していけば、うまく子どもたちが学習できる場ができるのかということで、それに対する助言をとというのが、コーディネーターの主な校外支援というやり方です。

校内支援につきましては、自閉症の子どもたちの中にはなかなか集団に入れなくて、とてもこだわって教室に入れずに戸惑う子どもたちもおりますので、そういう子どもたちに、担任が、どういうふうなことをすれば学習にうまく持っていけるのかとか、そういうものへの助言。それから、現在福祉制度が非常に変わっております。私も知らないことがたくさんあるのですが、そういう福祉制度の活用の仕方について、保護者の方に具体的に教えていかないと、なかなかそこがご理解できていかないという感じです。自立支援法ができましたけれども、それだけではなく、ヘルパー制度だとか、いろいろな制度ができております。それと、やはり子育てへの助言ということで、悩んでいらっしゃる保護者の方もたくさんいらっしゃいますので、そこへの助言ということもしております。

それと、専門医等というのは、専門家を何名か教育委員会から任命していただいておりますので、その方を上手に活用するための具体的な手だてを取っており

ます。一例を申し上げますと、実は就学相談会で通常の学校で留意して教育という、「留意」というのは配慮しながら教育を、通常の学級でお勉強してもいいですよということをされた方なのですが、その子どもさんの保護者の方、それから保育所の方が、このまま学校に上がっていいのだろうかと非常に不安に思われまして、私どものほうに相談がありました。具体的に、その保育所に訪問して子どもさんを見させていただいた上で、今度行く学校、措置される小学校のほうに伺い、そのコーディネーターと話をしまして、どうかたち、どういうところに配慮しながらいけばうまくいくのではないかとということで、移行支援をやったケースがあります。今、小学校に上がりましたけれども、現在もその支援は続いておりまして、学期に1回程度、相手校のコーディネーターの方、それから担任の先生、それからうちのコーディネーター、それから保護者の方も交えまして、時折評価をしながら次の計画を練っている状態です。

実は、その中で困難さというのは、やはり今日課題のところで出てまいりましたけれども、人の問題があります。現実的には、コーディネーターの人材を確保するのは非常に厳しい状態です。今やっているのは、ある程度免許を持って経験のある人間のうち、ベースラインのできている者をこちらで指名しながら、さらに研修を積ませて専門性を向上させていくということが一つと、もう一つは、その専門性を持った人間が、当然異動がありますので、異動で出ていったときに次の者が育ってなかったということにならないように、つないでいけるような体制は整えていっている状態です。

もう一つは、仕事内容の問題です。他機関と連携することは非常に難しいです。特に医療機関だとかいうのは、やはり勤務時間には難しいので、ほとんどが時間外に会議を持つようなこととなります。

もう一つは、コーディネーター自身がこっそりと言ったのですが、「これは、教員の仕事だろうか」と時々疑問に思います。自分としては子どもの教育をしたいのだけれども、本当にこれでいいのだろうか」ということを、やはり言います。その辺のことも含めながら、どうかたちで行けばいいのかというのを、もう一回考えていかないといけないのかなというふうに思います。

それと場所の問題です。先ほども申しましたように空き教室がございません。でも、教育相談をする部屋、それから子どもたちが来たときに、少なくとも訓練をする場が必要だろうと思います。本校の子どもたちがいる間は、訓練内容も違いますので、その場を共有することは難しいので、やはり放課後の時間だとか、そういう時間に来ていただいて訓練をするようなこととなります。それでもやはり、狭い場所で工夫しながらやっているような状態です。やはりそういうセンター的な機能を持つということは、そういう設備等も必要なのではないかなというふうに思っております。

最後になりますけれども、相手校の小学校や中学校や幼稚園等の課題もあります。やはり、まだ「対岸の火事」の意識が強いと思います。その結果が、やはり担任の先生にも気付きがないということもたくさんあります。

もう一つは、少し知識があると診断をしてしまうという怖さがあります。「お宅の子どもさんは自閉症ですから」と、ぽっと言われることがあります。それは、してはいけないことなのですけれども、やはりそうやって言われることがあります。それともう一つは、逆に診断をされたがゆえに、その診断に振り回されて、子どもが見えなくなるということもございます。その辺を、やはり注意しないと

いけないのかなというふうに思っておりますし、あともう一つは、保護者の方にご理解をいただくための説明をすることの難しさというのを、身にしみて感じております。

何度も繰り返しになりますが、時間の取りにくさとか、やはり管理職の先生がどのくらいご理解していただいているかによって、学校全体の取り組みが違ってまいりますので、その辺をどういうふうなかたちで、より深めていくかというのが、私が今まで実践した中で課題として感じていることです。

座長： ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。

今3人の方に説明していただきましたけれども、特別支援教育自体を考える、思惑の問題もありますけれども、一つ一つの論点というか、今後非常に難しい問題をはらんでいると思います。3人のご意見の中でも、ここがいいとか、ここが問題だということなんか、表裏一体というか、早く気づきがあってよかったという話があれば、一方で、やはり早く気づいたことで、今度はその診断結果に振り回されるということがあったりします。専門的なきちんとしたケアができるような場所、機会を確保するということが必要であるという一方で、統合教育だとか、社会性を培うためにも一緒にやったほうがいい。両方の意見が、3人の中でも交わりながら出てきているのではないかと思います。

私はやはり、最終的な方向は、前回資料でも付けていただきましたけれども、障害者の権利に関する条約。加藤委員の中では、宣言の内容が引かれながら提言がなされましたけれども、それが一歩進められて条約というかたちでできています。この中でも、ではインクルージョンという、今の教育体制の中で包み込んでいくというかたちが言われていますので、そういった意味では、現行の教育体制や制度を、もう一回再点検し直していくというようなことも含まれるのではないかなと思います。こうしたことも合わせてみると、皆さん方の意見が、配慮されないとか、しないことだとか、そういうことをきちんと意味しているのだなと思いつつ聞いていました。議論は、後ほどしたいと思います。

ただ今の委員からの意見発表について、各委員から具体的な質問が上がりましたけれども、事務局から説明だとか補足等がありましたらお願いしたいと思います。

事務局： 前回の会議で説明不足等の点がございましたので、少し補足の説明をさせていただきます。

一つ目は、少し順序は逆になりますが、卒業後の進路について、いくつかご意見がございました。実際には、中学校、あるいは特別支援学校の中学部の卒業生の進路につきまして、これは特別支援学校高等部への進学希望者は全員受け入れるというふうに、基本的な考えを持って対応しております。ただ、実際には各年度におきまして、希望者数の多い、少ないがございますので、希望調査をしながら、必要があれば学級増を行いながら受け入れるところでございます。

例えば、平成18年度入学の子どもさんたちにつきましては、知的障害の特別支援学校で2学級増。今年度、平成19年度では、肢体不自由の特別支援学校に1学級増。こうして希望者全員を受け入れるというふうにしております。さらに、今年4月からは、軽度の知的障害のある生徒を対象とする高等部のみの特別支援学校、北九州中央高等学園を新設して、知的障害のある子どもたちの進学先の確

保、こういったものにも努めているところです。こうしまして、現在、高等部の生徒数、これは平成9年、10年前の165名から、現在約240名と1.4倍増になっているところです。

それから、その次の高等部卒業生の進路でございますが、平成18年度卒業生、平成19年3月の卒業生が、実際には80名高等部にいますが、そのうちの11名、約15%弱が就職した生徒の人数です。ここ3年間、ほぼ同じ傾向でございます。他に作業所や授産所等が約80%。あと進学される方も、少数ですがおります。これからは、現在、先ほども申しましたように、中央高等学園等を開設しまして、就職可能な生徒たちには、就職に向けた教育をより推し進めていこうというふうに思っています。

それから、教育につきましては、学校だけではなかなか終わらないところがございます。例えば、高等部の就職に向けましては、実際には、さまざまな企業にもご協力をいただいて実習を行っているところもあります。例えば、企業数は、本年度でいきますと約54社に及んで、そういった方にも、企業にもご協力をいただいて実習を行っていたり、あるいは就職だけでなく、将来どのような生き方をするかということも踏まえて、施設の利用、あるいはさまざまなサービスの利用、そうしたことも踏まえて、さまざまな場で実習等を積み重ねたりする子どももいるということでございます。

それから、就学相談についての、いくつかご意見もございました。障害のある子どもたちの就学先の決定ということにつきまして、現在は保護者の意見を十分に聞くようにしております。保護者の同意がないままに、一方的に就学先を押し付けるということはしておりません。前回の資料で7ページのところにありまして、先ほどお話しされた資料がございます。「障害のある幼児児童生徒の就学について」のところの、で気付きがあって、で保護者の同意というところがありますが、これは、例えば幼稚園や学校で子どもさんに支援が必要ではないかという気付きがあっても、保護者の同意がないと就学相談につながっていないという、その面での同意がございます。実際の就学にあたりましては、当然一方的にではなくて、保護者の同意を得ながら就学先を決めていくというところでございます。

それから、就学相談につきましては、実際に本年度就学相談にみえた保護者の方にも、

いろいろとご意見を伺っております。相談内容についてはアンケートをしておりますが、満足、あるいはやや満足という方を合わせますと90%を越えておりますので、保護者の声としては、「相談会があるのは第一段階としてよかった」とか、「参考になる話を聞くことができた」というような声もいただいております。また、実際に就学相談をそうして行っている人数が、平成16年度は330人ぐらいございましたが、平成17年度は400人を越えて、平成18年度は430人というふうに、年々増加しております。同時に、特に知的障害の特別支援学校、あるいは特別支援学級に在籍する子どもさんたちも、ここ10年間で、それぞれ1.4倍、1.7倍というふうに膨れ上がってきております。これは、ある面、就学相談を通しまして、特別支援教育に理解いただいた結果、特別支援教育も期待をいただいたものであるというふうに受け止めております。

それから、子どもさんの障害の状況というのは、当然変化してまいりますので、就学先は決して固定しているものではございません。入学した後も、改めて相談される中で、小・中学校と特別支援学校の間、あるいは通常の学級と特別支援学

級での間での行き来というのはございます。

それから、特別支援教育の理念、あるいは考えの部分でございます。前回も少し申し上げましたが、新しい特別支援教育というものは、これまでの対象となっていなかった、特に通常の学級に在籍する障害のある子どもたちまで、新たに範囲を広げていくというものでございます。そのためには、これまでの養護教育、特殊教育の時代から、長年培ってきました子どもの実態を生かしながら、個に応じた指導を行うという、そうしたノウハウを通常の学級でも生かしていきたいということです。第一義的には、特別支援教育はこの部分を、まず子どもたちに対する部分をしていきたいと考えています。特に、特別支援教育の元年でございますので、ここをしっかりとものにしたいということです。

それから、障害のない子どもたちの理解という点でございますが、これは前回、委員のほうからも発言がありましたように、現在も行っておりますが、障害のある子どもたち、あるいはない子どもと一緒に活動する中で、お互いの触れ合いを通して理解を深めていくということは、今後とも積極的にはしていきたいと考えています。

それから、特別支援教育の取り組みというのは、なかなかすぐには答えが出るものではないと思っています。特別支援教育の立場から社会に働き掛けて変えていこうというお考え、あるいは地域の活動、福祉との連携が必要ということ。そうしたお考えが非常によく理解できてまいります。私たちも、特別支援教育につきましては、障害の有無、あるいは、そのほかの個々の違いを認識しながら、さまざま人が生き生きと活躍できるような、社会の形成の基礎となるという理念も持っております。ただ、こうした理念、あるいは理想というのは、なかなかすぐに実現するものではございません。学校教育の範囲内で、こうした理想、理念を意識しながら、プランの作成等も通して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

座長： 質問の件は、今のでよろしいでしょうか。ご意見は、全部また後ほど議論するとしめます。議論が始まってしまうと、途中休憩が取れなくなってしまいますので、少し早いですが、ここで10分休憩を取って、45分まで休憩したいと思います。それまでは少し資料を見ていただくとか、あるいは、少しこの後皆さん方のご意見だとか、あるいはお3人の方から提案された内容とかを検討していきたいと思えます。それでは、45分まで一回休憩したいと思います。

事務局： 恐れ入ります。本日、第2回会議で使った資料がかなり議論の中で出てきておりますので、遠慮なく申し付けていただければ、この休憩中にコピーをしたものをお届けしたいと思いますので、遠慮なく事務局までお申し付けください。よろしくお願ひします。

(10分間休憩)

座長： それでは、再開したいと思います。皆さん方、3人のご意見を聞いて自分なりのご意見だとか、あるいは3人に対しての質問、あるいは3人同士のやりとりでも構いませんけれども、委員の中でご意見出していきたいと思えます。

委員：先ほどの3人の委員の話聞いて、そのあと事務局の話聞いて、いわゆる特別支援教育というのはどういうものかという説明が事務局からあったわけですが、私が説明をうまくそしゃくできていない部分もあるかもしれませんが、捉え方がうんと狭いのかなと。

そういう意味で、特別支援教育に関する考えということで、本年度4月1日に文部科学省から通知が出ています。その通知の中のいわゆる理念ということと、具体的な取り組みという2点に関して、自分なりの考え方を言いながら、北九州市のプランの中にぜひ生かしていただきたいという思いを伝えたいと思います。

まず理念の部分ですが、4月1日に文部科学省から出された通知は、主に3点あると思います。

1点目は障害児の自立、これに向けた支援教育です。

2点目は多分、事務局が言われるLDとかADHD、いわゆる新たな障害を含めて、従来の障害と違う障害を抱えた子どもたちが在籍している学校で全て取り組みますということです。

3点目は、いわゆるそういう子どもたちを含めて、共生社会をつくっていくために、今後日本にとって非常に重大な柱ですよ、という3点が大体書かれていたような気がします。

1点目と3点目で私が思ったのは、それこそ昭和23年に学校教育法が制定されたことにより、いわゆる養護学級がつくられ、昭和54年に養護学校の義務化がなされました。そういう流れの中で、共に生きていく社会をつくっていくというふうに解釈するならば、1994年にサラマンカ宣言で、いわゆるインクルージョン教育を進めるべきだという宣言がなされたと思いますが、そういう思いに文部科学省が一步、少し近づいていただけたのかなというふうに理解したいと思います。

2点目の対象部分のことなのですが、いわゆる新たな障害、LDあるいはADHDとか、そういう子どもたちということではなくて、私が記憶しているのは、2006年の6月に教育庁の文科審議会の中で、当時の小阪文科大臣、あるいは馳さんが副大臣のときに、答弁したのが当事者かあるいは担当者かは知らないのですが、対象としてどういうふうにとらえるかということに関して、新たなそういう対象だけではなくて、例えば1年とか不登校になっている子どもたち、いわゆる学校の中で生活していきながら支援を必要としている子どもたち全てに、この中身が生かせるというふうに理解したいという答弁があったと思います。

そういう意味では、当時の文部科学省のそういう趣旨を、ぜひ都道府県レベルあるいは政令市の教育委員会でもとらえていただければと思っております。

対象に関して、単に新たな障害児が規定されたということではなくて、そういう支援を必要とする全ての子どもたちにとって、必要だということを理解していただければと思います。

というのは、私も現場にいたので分かりますが、LDとかADHDという言葉が使われだしたときに、一部の教師あるいは保護者だと思うのですが、あの子はLDじゃないの、あるいはADHDじゃないのという形でこの言葉が使われました。そういう意味ではないと思うのですが、新たな障害児探してみたいな形のムードに使われていくということに関して、非常に危惧を抱いたのを覚えております。ぜひ、先ほど言いました文部科学省の3つの観点、共生社会を築いていくために、いろいろな支援を必要としている子どもたちにとっての支援教育だという理念を、

教育改革プランに生かしていただければと思っています。

2点目ですが、当然具体的な取り組みということで、いろいろなことが書かれていますが、その中でコーディネーターの養成と校内研修の件について少し述べたいと思います。

私が調べましたら、文部科学省も各都道府県も、このことに関しては非常に多くアンケートを取っているのです。平成17年、2年前にある県のアンケート結果では、コーディネーターの指名状況は、小学校も中学校もほぼ100%に近いほど名前が上がっているようです。先ほど、特別支援学校は5名という数字を言われましたが、普通学級は小学校の場合60%、中学校も同じく60%ぐらいです。

これからが問題なのですが、いわゆるコーディネーターに指名された方が、それぞれ小学校、中学校でどういう状況に置かれているかということ、兼務をされている方が小学校で95%、中学校では88%です。その中で学級担任が、小学校の場合60%、中学校は54%。当然、小学校、中学校はそれぞれ週に5時間ほどの持ち時間をしている実態があります。なおかつ今、非常に学校が荒れているということで、生徒指導をなされている方が小学校で20%、中学校で14%です。私が調べた中では、北九州市で担任をやりながら生徒指導をやっている実態が小学校で87%、中学校で50%です。

こういう調査結果からいくと、担任等をしながら、他の教員と同じような授業数を持ち、なおかつコーディネーターとして企画・調整・連絡という仕事をやっていくという非常に困難な状況が、調査結果から各都道府県の中で実態として浮かび上がってきています。

同時に、校内研修のほうも調べてみると、大体年3回行っているのが小学校の場合50%、中学校で37%ですが、少し驚いたのは、年間で全く会議が計画されていないのが小学校で14%、中学校ではほぼ30%です。ということは、学校がさぼっているということではなくて、これは推測なのですが、多分、研修の時間を年間の中に位置づけることができないほど学校が多忙化しているという実態が浮かび上がってきているのではないかと思うのです。始まったばかりとしては、未定が小学校で14%、中学校にいたっては30%という数字が非常に大きな問題なのかなと思っています。

これは2年前に各都道府県で行われた、コーディネーターと校内研修の実態調査なのですが、調べた結果、大体どこの都道府県も似たり寄ったりの数字だったのです。ここで浮かび上がったのは、はっきり言えば、やはり教師が子どもに向かい合う時間が非常に必要だと。そういう人と時間の作り方をしない限り、やはりいくらいろいろな計画を立ててもなかなか難しいのかなということをおかがい知るのでないかと思います。

蛇足ですが、2007年度に文部科学省が、地方交付税で特別支援教員支援員に全国2万1,000人、250億円の予算をかけましたが、これは1校に85万円の補助金が付くという計算です。地方交付税、一般税ですからどう使うかというのはいろいろあると思うのですが、2008年には一応3万人の特別支援教員支援員の予算をつけるという動きをおかがい知ることができます。ぜひ、特別支援教育を、先ほど言ったような文部科学省でもとらえている理念に近づけるために、人と、ゆとりのある学校現場づくりのために、今度の北九州市のプランがそういうことを生かしていけるような道筋をつくっていただければと思います。以

上です。

座 長： ありがとうございます。今のご意見は主に、資料3「特別支援教育に係る論点整理」を整理していただいていますけれども、これを少し意識しながら議論していただきたいと思います。課題1、教員の専門性の向上と関係者への理解推進の、教員の専門性の向上の条件の問題になってくるのではないかと思います。

加藤委員の発言の中にもありましたけれども、特別視していくということを考えていくと、今のように教員が子どもと向きあう時間が、障害を持っている子どもたちだけではなく、全ての子どもにやはり保障されるような、そういった教育現場づくりというのが課題なのかなと思っています。

ですから最終的に、後ほど、会を改めて議論ということになるかなと思いますけれども、北九州市が教育日本一というのを目指すときに、こういった指標や目標を立てるのか、例えば教員一人当たりの児童数とか、そういったことも一つ尺度にしてもいいのかなとか。大中小いろいろな実態があるので、例えば政令市ではずば抜けて、非常に少人数の子どもたちを見る教員の数だとか、数とかが足りているだとか、そういったことも少し意識してもいいのかなとは思っています。これはまた後ほど、会を改めて議論することにしまして、この資料3も目を通していただきながら、これにかかわること、その他のことも合わせて皆さん方の意見をいただければというふうに思います。

委 員： 先ほどの事務局の答弁で確認なのですが、高等部へはどんな障害があっても希望者は全員受け入れるというふうにおっしゃったのですね。

事務局： 高等部につきましては、それぞれ特別支援学校には受け入れる障害種別がございますので、それぞれ知的障害なら知的障害、肢体不自由であれば肢体不自由という形になってまいります。

委 員： ですが、それは、例えば、知的障害の学校に入りたいという、どんな重い子どもでも希望があれば受け入れる、現実にそうなっていると先程お答えになったのですね。

事務局： はい。知的障害の子どもさんと、知的障害の学校にということであれば。

委 員： 目が不自由とか「ろう」であるとか、そういう重複障害の方や、重いと言われる障害児であっても、それぞれの該当する学校で希望があれば全部受け入れるとおっしゃったのですね。

事務局： はい、重度な障害の子どもさんも受け入れるということです。

委 員： それと、先ほどのお答えですと、資料4の7ページ、これは就学相談のあとに保護者の同意というのを明示しますというふうにおっしゃったのですね。

事務局： はい、就学相談のあとに実際には子どもたちには、通常の学級でない特別支援学級、特別支援学校に就学するときには、当然ここに保護者の同意があるという

ふうにしております。

委員： だから、それを入れられたほうが分かりやすい。

事務局： そうですね。これでは誤解を招くと。

委員： そういうことです。それと3点目は、一番最後に私が申しました学校以外の、例えば健常児や周囲、社会に対する働きかけについてご要望を申し上げたところ、どういうお答えをなさったのか意味不明だったのですが、それは簡単でなくて非常に時間がかかるから入れなくていいとおっしゃったのか、きっちりプランの中の柱にしてさらに一生懸命努力しますと言われたのか、どっちだったのでしょうか。

事務局： まず当然、関係する福祉、あるいはそれぞれの関係機関と連携を取っていかないと、子どもたちの教育というのはできないと思います。これは、資料3の3ページのところにもございますが、子どもたちに一貫して指導、支援を行うときに当然関係機関と、あるいは保護者等とも連携を取っていかないといけないということになってまいりますので、こうした視点は当然、これから先、子どもたちの教育を考えるときには生かしていきたいです。

委員： ですからこの中で、今おつくりになっている検討委員会のプランの中の柱の一つではなくて、大きな柱にすべきではないかという意見に対して、どうお答えなさったのでしょうか。

事務局： それについてはまた入れるように考えていきたいと思います。

事務局： 少しよろしいでしょうか。

貴重なご意見ありがとうございました。今、申し上げましたように、若干言葉足らずのところがございますが、なかなか意が通じなかったというのは本当に申しわけなかったと思っております。

委員が今ご指摘のように、例えば、我々といたしましても、障害のある子どもと障害のない子どもとが、あらゆる機会を通じながら交流をしていって、お互い理解を深めるというのは大事なことだと思っております。そういうものが、具体的にこのプランの中でどういう言葉で表現できるのか、少しまだ今から検討させていただきたいと思っております。そういったことも当然視野に入れながら、このプランというのは、今後の特別支援教育のあり方というのは、障害のある子どもだけではなくて、周囲の中への啓発というのも大事な要素になっておっております。

それから、特別支援教育という文言でございますが、議論を進めるのになかなか難しいところがございますけれども、この場は全国的にも、法律でも述べられておりますので、我々はそれを使わせていただいているというようなことでご理解いただければ有り難いと思っております。以上でございます。

座長： 計画はまた別個、動いていくことになるかと思っておりますけれども、必ずしも取り

入れられなくても、取り入れられることが望ましいですけれども、教育改革会議としては教育改革会議としての提言ということをやっていただければいいかと思います。

委員： 質問なのですが、中学校から急増すると言われましたが、これはどういうことで、どういうシステムで、どなたがどのように判断してそういうふうになっていけるのか、お聞きしたいと思います。

委員： 多分就学相談会を受けられて、保護者の方がご希望になり、特別支援学校にお見えになるケースだろうと思っております。小学校の特別支援学級から就学相談会を経て特別支援学校に来られる方もあり、6年間、通常の学級で勉強しているいろいろなことがあって、就学相談会をお受けになられて私どもの学校にお見えになるというケースと、二通りございます。

どう理由なのかを判断することは少し難しいと思いますが、やはり、一つには将来、特別支援学校の高等部、社会参加ということを考えながらそちらの道を選ばれていくというのものもあるのかと思いますし、もう一つはきめ細かい指導ということを求めて来られる部分があるのかな、というふうには思っております。

委員： ありがとうございます。教育委員会のほうにお聞きしたいのですが、特別支援学校に、そういうふうに変化して移動していくというのは今のご説明でわかったのですが、現状、いわゆる通常学級から特別支援学級とかに移動するようなケース等もあると思うのですが、これはこういったようなシステムになっていますか。

事務局： 通常の学級から特別支援学級のほうに移動される件ですが、これも今、委員からございましたように、やはり保護者の方がより専門性のある、あるいはより丁寧な指導を、子どもさんの様子を踏まえながら希望されてそちらに変わられるというケースは一番多いです。

委員： ありがとうございます。結局、成長期ですので、この障害がなくなるということはありませんけれども、程度等は変化する可能性、薄まる可能性というものも全くゼロではないとは思っていますので、そのへんのところはきめの細かい対応というものも検討が必要になってくるのではないかと考えています。

委員： 先ほど、委員のほうからお話があった件ですが、私は30年前に静岡県で生まれて小学校に上がったときに、特別支援学級というものが小学校に入ったときからありました。それが、どういうシステムで行われていたかといいますと、その子ども一人一人に合った状況だったと私は記憶しております。授業は、一緒にできる授業は一緒にする、できない授業は別にするというような形で、ただ、私もその一緒にいるクラスの子が特別支援学級に行っていると分かっているけれども、クラスメイトだという意識は持っておりました。

小学校1年生のときからあったのですが、実は私、その特別支援学級の同級生にブランコに乗っていて後ろから押されて、アキレス腱を切るという事故を起こしてしまったことがあるのですが、そのときやはり両親もそのことを理解しておりましたし、私自身もクラスメイトのただ単なるふざけてやったことだという理解の中で、その時期を乗り切ったという記憶があります。

実際、今はどうなのだろうと考えたときに、私の息子のクラスにも小学校のときLD、ADHDではないかと想定されるお子さんがいらっしまったのですが、私もそのことを息子には口にはしておりません。ただ、クラスの中で飛び出していってしまう子がいるとかいう話を聞く中で、学校側からは当然、一切説明はありませんでした。その中で、どういう環境で勉強しているのかなというのは、親としてどうしても心配になるものですから、息子のほうに聞くと、子どもたちはどちらかというとすんなり受け入れて、手伝ってあげられることはする、自分でできることは手伝ってあげないという、子どもらしい対応を取っていたということが現状でした。

私はその情報というものは、学校側からではなく全て子どもから聞いておりました。そういう子にはどういうふうにしていったらいいのかというようなことを、親が子どもから教わるという現状をちょっともどかしく思ったのですけれども、今の学校の現状というのはそうなのかなというふうに思って、もう少し私も勉強していかないといけないなという思いになったことは事実です。

実際、通っていた小学校にも複数名、そういう子どもたちがいる現状がありながらも、誰も何も言わない、教えてくれないという状況で、小学校の期間を過ごしてきました。私はその、障害のある方が同じクラスにいるということに関しては、やはりお互いに、障害者、そうでない健常者という中でも、与えあう影響というのは大変大きなものがあると思っております。私よりも多分息子のほうが、そういった障害を持っている人に、大人になったとき、どこかで出会ったとき、きっとそれなりの対応ができていくように育てているように感じております。

まず、教育委員会さんのほうにお伺いしたいのは、その数の把握というのが今現状できているのかどうか。LD、ADHDに関して、小学校単位でどれくらいいるのか、数の把握というのはちょっと資料になかったものですから、お伺いしたいところです。

あと、障害は乳幼児期から低学年に、たいてい保護者が気が付いたり、周りの方が気が付いたりというかたちになると思うのですが、先ほどお話にも出ておりましたが保健福祉局と教育委員会の連携というのは、そういう意味では大変重要なことだと思っております。子どもを持つのが初めてで、障害に出会うのも初めての親が、そこで迷うということは仕方のないことだと思います。そういう部分では、サポートを行政としての連携で一緒に乗り切っていただきたいと思っております。

それと周囲の理解ということなのですが、先ほど申しましたように、今は子どもたちの力とかということで親が知る機会が多いので、全体としてそういうことを理解する場をやはり持つべきだろうと思っております。

あと、ボランティアの協力が必要ではないかということが出ておりましたけれども、例えば地域のボランティアでそういう経験のある方とかが参加していただくことになれば、きっと地域の方は地域の小学校にずっといるということになると。例えば小学校6年間、ずっとその子の成長を見るということになると、多分学校の担任の先生よりも長く地域でその子を見守ってあげられるという一つの利点もすごく大きなものだろうと思います。また、たくさんの方がかかわることによって、地域での理解も高まるのではないかと思います。ただし、本当に微妙な、大変なことだと思っておりますので、しっかりした研修制度もボランティアの中には必要ではないかと思っております。

座 長： ありがとうございます。今の、最後のほうのご意見は課題にかかわるようなところで、すごいご意見だと思います。

委 員： 先ほど、委員のお話の中にバリアフリーという言葉が出てきたのですが、私も市民センターにおりまして、私のセンターでは取り組んだことはないのですが、家庭・地域・学校パートナーシップ事業の一つであった「いきいきバリアフリー」という講座を市内の市民センターで何カ所か、各行政区に1カ所ずつくらいだったと思いますが、平成15年ぐらいからそういう事業に取り組んでいます。特別支援学校に通う子どもたちと、地域の子どもと大人との交流事業というようなことで、その子どもたち、また保護者が地域活動に参加するきっかけづくりであり、仲間づくりであり、相互理解を深めるというようなところでそういう事業をしています。

先ほどお話にもありましたように、プログラムの組み方とか、時間的なこととか、そういうところはこれから話し合っていけばどんどん解決されるようなことだと思います。やはり活動していかないことにはそういうことが、地域に広めていくということができないので、これからまだずっと続けられるといいなと思っております。

私は、八幡東区内でその事業をしているところを、何回か見学に行ったことがあるのですが、そこは「単年度で、はい5回しました終わりです。次は別のセンターです。」とかいうことではなくて、何年も事業を継続して実施しているところでした。そこではたくさんの地域の方がボランティアに参加していきまして、車椅子で来た子どもたちを2階の講堂までみんなで抱え上げたりとか、子どもたちは子どもたちで自分のできることを障害のある子どもさんたちと一緒に、体を動かしたりとか、それこそ折り紙をしたりとか皿回しをしたりとか、みんなとても上手にそういう活動をしておりました。冬に英彦山のほうにそういう子どもたちと一緒に出かけたり、そういう活動がすごく広がって行って、とてもいい事業だなと思いました。

やはり、そういうのは地域のボランティアの協力がなければなかなかできないことですが、ボランティアにも専門的な知識がないと、それこそ先ほどありましたようにどのように解決していいかわからないというようなところもありますので、そういう学習の場もお互いに必要ななと思いました。

前回、委員のお話の中にあつたような気がするのですが、やはりいろいろな子どもたちと交流をして活動を共にすることで、子どもたちの意識レベルがあがるというお話がありました。それは地域の人にも言えることだと思いますので、継続実施をしていくために、環境整備が地域の中でできて、そういう子どもたちが地域に出てきているいろいろな交流や活動がずっと行えるような場ができるようなことをこの会議の中でも考えていただいて、盛り込んでいただければいいかなと思います。

委 員： 前回会議を欠席してしまいましたが、そのときに言うべきことであつたとは思いますが、今頂きました前回の資料の8ページのところに、就学前における障害のある幼児の状況ということで、幼稚園のところが平成18年度85人、平成17年度93人、平成16年度85人という数字があがっております。これは市

のほうに障害児補助を申請した数、あるいは正規に認められた障害児の数であるかと思うのですが、この平成19年度に私立幼稚園連盟の教育研究委員会が障害児保育の研究会を連続研修で行いました。この連続研修を行うにあたって、北九州市内の全ての私立の幼稚園96園にアンケート調査をしました。そのときに、障害児、または気になる子どもの数を調査したのですけれども、217名という数になりました。

これは私たちも驚くところなのですけれども、確かにそれぞれの幼稚園がグレーゾーンの子ども、気になる子どもを受け入れているのです。けれども、各施設に受け入れをお願いしても、もうそのころには満杯の状況で、引き続き幼稚園がその子どもたちのお世話をさせていただく、保育をさせていただいているということなのです。幼稚園では1人の担任が20人、30人の子どもを見ているわけで、1人の子どもがいれば、その子どもに手がかかってしまうということになってしまいます。そういったところで、障害児補助の申請をできればいいのですけれども、80%の幼稚園がその申請をしていないという現実があります。なぜなのかというと、やはりその判断が難しい、あるいは親の承諾が得られにくいということがあります。申請するためには、親の承諾がなければ申請できない、そういったことから80%の幼稚園が申請をしていないということがあります。

そうしたところで、北九州市には幸いにも、私立の幼稚園に対して保育補助員という恵まれた制度があり、先生がつくことはあるのですが、まだまだ十分な状況にはありません。そうしたところで、早期の発見、あるいは早期の判断、そしてそれぞれの施設との連携ということで、もっともっとできることがあるのではないかなという思いがいたします。3歳のころから療育センターに週に2日、3日通いながら幼稚園に通えば、卒園するころには本当に見違えるほどの子どもになるということもあります。そういったところがあればなというような思いがいたします。

先ほど委員が言われたように、こういった障害児教育、幼児教育に関しては、教育委員会と保健福祉局の連携というのを切に望むところであろうかと思えます。

委員： 保育園、幼稚園の方にお聞きしたいのですが、気になるお子さん、障害児のお子さんを見られた情報は小学校、特別支援学校等にはどのようにお伝えになられているか、お聞きしたいと思います。

委員： 今、就学前に、地域の小学校と幼稚園、保育所との就学連絡会等があります。そういったところで申し伝えるということはやっているのですけれども、私立幼稚園の場合はバス通園をしており、校区が多岐にわたるのです。そういったところもあろうかと思いますが、校区の小学校と幼稚園、保育園との連絡会というものはやっております。

委員： 福岡教育大学の先生だったかと思いますが、障害のあるお子さんだとか気になるお子さんを見られていて、どういうふうに対応しているかとか状況だとかを、手帳とノートみたいなものをつくって、それを上の学年、上の学校に上げていくという試みをされているところもありますので、そういったことも1つの参考にされてはいかがかなと思います。

この連携というものは非常に大事だろうと思います。情報が途切れてその子に

対する対応が変わってしまうと、うまく変わればいいのですけれども、うまくいなくなるケースもそこで出てくるかと思しますので、よろしくお願いします。

委員： 二十数年前になりますが、5年間、ふれあいキャンプの主催をいたしまして、知的障害者の方々と健常児とで、河内のたしろの少年自然の家で、1泊2日のキャンプを5年間続けましたけれども、非常に難しいです。ボランティアが汗を流すだけでは済まないような、専門家の方々のお力とボランティア、そしていろいろな方々の力を借りてではないと、そう簡単にやれる事業ではないと思います。もちろん、さきほどいろいろな先生方が言われたように、それなりの効果、別れるときは本当にいいことをやったといいますか、感動で涙が出るというようなことも経験いたしました。しかし、非常に難しい事業だということです。

それともう1点、私の会社でも2名、就職といいますか、職員でお預かりをさせていただきました。県のほうからぜひということでご推薦いただきまして、現場で働いていらっしゃるのですけれども、代表者の私だけの理解ではどうにもならないのです。やはり、現場の責任者、そしてやはり同僚の皆さん方の思いやりとか、よく理解してもらった上で仲間として一緒にやっていただくという形を取らないと、長く続かないのではないかというふうに思っています。

今、おかげさまでちょうど2カ月ぐらいたちました。慣れてくれればいいなということで、報告は1週間に一度ばかりありますけれども、そういう意味では、いろいろな方々の力をお借りして、みんなで力を合わせてやっていく以外にはないのではないかと考えております。以上です。

委員： 今月、小倉カントリークラブで障害者のゴルフコンペがあり、60名ほどいらっしゃいました。もうそういう時代になったのか、健常者と障害者がコンペで分かりあえてやっていく状況になったのかと思いました。我々はあとからずっと回りました。皆さんのやっていたらっしゃった小さいころからの障害者、しかしここで障害者と言っても、例えば肢体不自由、知的障害、病弱、いろいろなカテゴリーに分かれると私は思うのです。皆さんがおっしゃることは、私は頭のほうが大体悪いのでよく理解できないのですが、一般論の話ができない、されていないのではないかと、失礼ですがそのように感じるわけです。

だから、例えば知的障害だったら知的障害の話をきちんと煮詰めて、肢体不自由だったら肢体不自由の話をきちんと煮詰めるというふうに、部分的に煮詰めていったらまた素晴らしい答えが出るのではないかと思います。我々企業家は全てそのように、架空の話や一般論ではなくて、一つ一つを、一論を大事にして、毎日仕事をしていますので、部分的に一つ一つを分離して話されたいいのではないかと考えております。

委員： 先ほど幼稚園や保育園の事情を知りたいということで、保育園でどんなふうになっているかということなのですが、先ほど委員が、親の許可を得られないと障害児の補助申請がなかなかできない、ということだったのですが、そこが一番問題なのだろうと思うのです。幼稚園も多分一緒だろうと思うのですが、保育園で子どもを預かって保育していると、その中に障害のある子どもは確実にいるのです。そのときに、保護者にその子どもに障害があるということを、まず認識してもらい、専門機関につなげていくということが、実は一番大事なところなのです。

それが成功すると、保護者がきちんと専門機関に行っているいろいろな意見を聞いてもらえるし、あとの保育がやりやすくなるということです。

私は以前、児童相談所で心理判定員をやっていました。そこでは、皆さん幼稚園とか保育園から来られるので、そこで専門的な意見を言えばよかったのですが、実際に現場に行ってみて、そこに持ってくるまでが大変だということが分かりました。そのことを今、幼稚園や保育園で努力しているのです。職員が専門的な知識を持ち、まず子どもとかかわりを持って、子どもが変化をするところまで持っていく。最初から、「こんなことをしているから困ります」とか、「暴れるから困ります」など、そういう言い方をしたら親は絶対についてこないのです。

そうではなく、職員がいろいろと勉強し、子どもにきちんとかかわることによって、親に「こんなふうにしたら変わってきましたよ」と言う。そこで信頼関係ができて初めて、「私たちも頑張っているけれど、もっと専門的な意見を聞くといいですよ」ということで専門機関につないでいくことができる。そこで診断してもらい、障害ということが認められて、障害児加配がつくということなのです。

だから今、幼児教育に携わっている人はとても努力しているだということを、知っていただきたいと思ひまして、言わせていただきました。

委員： 先ほどの委員の数字というのは、驚くべき数字だったのですが、市教育委員会としては、校内研修が小学校では14%、中学校では30%の学校で全く行われていないというような数字は把握していたのでしょうか。

それと、普通は仕事もほぼ一緒に、できる先生には全部かぶってくると思うのです。ですから、一人の先生が担任もやって、コーディネーターもやって、生活指導もやるというような、そんなスーパーマンみたいな先生が小学校で87%、中学校で50%というような状況です。これはやはりスーパーマンでも無理だと思うのです。どこかで手を抜く、あるいはどこかを捨てるということをやらない限り、これはちゃんとできないと思うのです。そうすると、そういうような現状を変えるには、どうしなければいけないのか、どうすべきか、どうお考えになっているのかということをお聞きしたいと思うのですが。

座長： 例えばこの会議として何か、こういうのを提案してまとめたらいいのではないかとご意見はありますか。

委員： 私は、先生の数を増やすしかないだろうというふうに思うのですが。

座長： 少し回答は待っていただいて、事務局とやり取りをするよりも、委員間でできるだけ意見を拾いたいと思います。

委員： 私も同じ意見なのですが、やはり先生の数を増やすことが、障害児の子どもたちが通常の学校に通うこと、それと普通の子どものための教育との接点、先生との接点の時間を増やすことの唯一の糸口ではないかと思ひます。

委員： 先ほどの質問については小学校の校長先生も来られていませんので発言しますが、ある意味、発言を聞いていてお子さんは素晴らしいなと思ひました。プラス面で見ると、家庭の中での会話ができていて、それともうひとつもっと先を

見ると、その学級担任の学級経営がきちんとできている。

要するに障害のあるお子さんがいる場合、はっきり診断されていないときには学校は管理側として言えない。診断されていて学校が把握していても、小学校は発達年齢があっという間の無理ですが、中学校でその子が2年、3年ぐらいいなってくると、自分の障害のことをみんなに言っていきたいかどうかの判断ができます。本人が×か、それから保護者が×か、それが一致したときに言えるのです。そうでないときに、この子は障害のある子どもだと言うとこれはまた非常に問題がありますので、なかなかその辺りの指導というのが、それをまた文書で言うのも難しいです。

ですから、学級担任がきちんとと言う場面、それから学年で言う場面、それから全校に言うというのはなかなか難しいのかもしれませんが、そういう枠からだんだん入っていかないと、その子に対する理解を得るためには難しい。だからお子さんがそれをきちんと、普段の行動、それと学校生活の中で把握して、お母さんにこういう、その家庭の中での会話ができているということは非常にいいことだろうと、またそれが障害児教育につながっていくのだろうと私は思っています。

委員： 委員のほうから少し意見があったんですけども、これから幼稚園の話もさせてもらいます。幼稚園で障害を抱えた子どもさんというか、この場合は自閉症などに限定してお話させていただきます。幼稚園の先生が心配してくれて、療育センターや地域のカウンセラーの方などと連携を取って子どもを見てくれて非常に緩やかに回復している。そういう子どもであれば、幼稚園を3年間で卒業しなくてはいけないのと、4年間で卒業しなくてはいけないのと考えたら、私は4年で卒業してもいいのではないかと思います。

私は個人的には、ゆっくり育っていいと思います。でも保護者はいろいろな人から言われるので、専門的な教育をどんどん受けさせなくてはならないと思ったりして、ここで葛藤があるのです。

そういったところをサポートするにはどうしたらいいのかというと、療育センターに言語の先生とか心理の先生とか、いっぱい専門的な方がいらっしゃるのです。その先生方が幼稚園や保育園に出向いて行って、1時間でも週に1回でも、幼稚園の中で療育的なことをやっていただくと子どもとかお母さんは安心しますので、私は何となくそちらのほうがいいのではないかと思います。

例えば幼稚園の先生を仮に増やしたとしても、今話を聞いていると、専門的な知識がないとか、いろいろとかけもちでやらなければいけないとかあります。

ですから、幼稚園などに、専門的な先生を週に1回とか2回派遣してもらって、障害のある子どもたちに対して、幼稚園と療育センターの専門的な先生がその子に合ったカリキュラムをつくる。そうすれば、ひまわり学園に行かなくてもいいし、ほかの専門的な施設に行かなくても、3年とか4年で治癒していくのではないかと思います。

それと、お話を聞いていると、子どもが計画通り伸びていくということはありませんと言われました。どこかでひゅっと伸びてしまう。そのタイミングが分からない。だからちゃんと見ていきましょうということだと思います。

だから、就学相談が3年後に来るから、2年後に来るからとかいうことではなくて、私は別に小学校に6歳で入らなくても7歳でも、極端なことを言えば8歳でもいいのではないかと思います。ちょっとそれは遅すぎかもしれませんが

も、今日いろいろ先生方のお話を聞いていて、そういう北九州市独自の、ゆっくり育てるといふかゆっくり伸びていっていいという提言ができたらと思いました。

委員： 私は3回ほど障害児を通常学級で持ちました。1人は骨形成不全症ということで、ご存知のように骨の発達が非常に悪く、骨がもろい状態で、ちょっと動けば折れてしまうということです。一度、布団のシーツに引っかかって骨が折れたというほどの子です。車椅子で来ていましたが、この子は就学以前に情報を得ていたので、この子を支えていく担任に誰がなっていくかということで、就学以前から校内研修を持ち、保護者と情報を交換したり、医療機関とはどう連携していくか、突き詰めて誰が担任になるかという話になって、私が持つということで、就学以前から家庭訪問したりしながらかかわってきました。当時の校長さんは非常に偉かったと思います。

もう1人はダウン症の子です。もう1人は、名前はちょっと正確にはわからないのですが、要は肢体不自由だったのです。

今、いろいろな話の中で専門機関との連携とか、専門医の、あるいは専門家のいわゆるスキルアップみたいな話がされています。はっきり言ってそれも大事なことだと思います。ただ、その子が生活している習慣、環境の中には、当然子どもがいて周りの保護者がいるのです。

私は子どもに非常に教わりました。いわゆる骨形成不全症の子の場合、専門医のリハビリも含めて私も学びに行ったし、そういう力というのは本当に大切だと思います。しかし同時に、一緒に生活している子どもたちのサポートというのは非常に役に立つのです。本当に私は子どもたちに救われました。

例えばダウン症の子の場合、教室の中で着替えるという指導をしているのですが、40人近くいると、ついその子を忘れてしまうのです。それで、運動場に出て並べると何々君いないねという話になったときに、ふっと見たら向こう側から、子どもが2、3人、手を引いて歩いてくるのです。

だから、当然生きていく環境の中での周りの子どもたち、人間とのかかわり、助け合いというのが当然その中に生きてくる。そして私たち現場の教師が学んでいくということが、その中には存在するというのをぜひ、理解していただければと思って発言させていただきました。

委員： 今、委員から就学延期というような発言がありましたが、以前保育園に染色体異常の子どもがいました。その子は、ひまわり学園に行っていたのですが、5歳児の、年長さんになって初めて保育園に行きました。それは親の希望で、もうこの子は養護学級とかでしか生活できないだろうから、せめて年長のときだけは障害のない子どもの中に入れたいという希望で来たのです。

その子が入ってきたときは、離乳食後期の状態でした。そして体格が、2歳児ぐらいの身長で、足に補装具をつけてやっと歩ける状況だったのです。そういう状況で入ってきましたが、卒園には間に合わせないといけないということで、最初は3歳児クラスに入れて、途中から年長に変えて卒園を迎えたのです。

そのときに一番思ったのが、なぜこのまま保育園でもう1、2年ゆっくりさせられないのだろうか。体格的にも確実にほかの子どもより小さいのです。保育園に入ってきて、障害のない子どもがいろいろなことをすることで、すごく喜んで、動いたり是可以るようになったのです。療育センターへ訓練に行くと嫌がっ

て泣く子が、保育園だったら坂道も上れる状況でした。

そのときに一番感じたのが、今、就学猶予とか就学免除がよほどの事情がないとできない、それはとてもいいことなのですが、やはり必要な子がいるのです。必ずしも、6歳になったからといって1年生にはならないで、保育園とか幼稚園できちんと見られるのであれば、1、2年保育園や幼稚園で過ごして、そのあとで1年生になってもいいのではないかと思います。私はある研究会で発表したこともありますが、今、委員の話聞いてそのことを思い出しました。

そういうゆとりを、保護者と周りが許せばもう1年待って、それから小学校に上がってもいいということがあっていいのではないかと感じました。ぜひまとめの際に入れていただけたらと思います。

座長： 私が留学していたデンマークなどでも、0学年だとか10学年というようなものがあって、入る前と、それから日本でいうと留年になるのですけれども、中学校の卒業を1年延期というのがありました。1年延期などは過半数の子どもたちが自ら選択していたようです。ただやり方としては卒業できないから居残るというのではなくて、やはり本人の同意の上で、本人が残りたい、そしてあるいは保護者もそのほうがいいだろう、学校側もそれでいいだろうと3者で協議をして、残るかどうかというのを決めるということでした。その部分では本人の同意を得るということが課題だと思っています。

一番最初に加藤委員から報告をしていただいて、それから委員の発言だとかを聞いていると、やはり子どもたち自身がサポートしていくという仕組みをつくっていくということが非常に大切だし、途中、ここでの議論はやはり配置数とか教員数だとかを増やしていくことによって、対応していくという方向がいいのではないかという意見にちょっと傾きかけましたけれども、最終的にはやはり子どもたちの姿とか、共生社会を目指していくような仕組みというものつくっていくほうが、大切ではないかというような意見も出たと思います。

そうすると、やはり学校の時間というか、時間通り進めていくだとか、進路内容にしても、その障害を持っている子どもたちからすると、日常生活に支障がある内容になってきているというような意味では、学校教育の中身の柔軟性を考えないといけないと思いますし、特別支援にかかわるような教員の配置とか増員ということなども、非常に弾力的にやっていくということも必要なのかなと思っています。

少し不足しているかもしれませんが、簡単に確認をしていきたいと思えます。資料3の課題1、「教員の専門性の向上と関係者への理解推進」ということですけれども、研修のあり方や人材確保のあり方、ここは少しまだ中身にきちんと入っていないところがありますけれども、ここでの今日の会議の中だと、研修のあり方や人材確保のあり方ということだけを考えていくと、やはりそれが不十分、うまく力を発揮できないとか、あるいはさらに大きな負担を強いるということにもなりかねないと。むしろ、ゆとりある教育環境だとか、教師が子どもと向き合う時間だとかということを確認することが大切であろうと。

それを考えると、一つは、兼任だとか兼担ということをややはり減少させていく、いわば授業を免除していくだとか、それに変わる教員の配置ということを考えないといけないのではないかと。そうしないと、逆に言うと、教育としては効果的かもしれませんが、それは子育て支援ともかかわっていますが、教員が多忙

になって自らの家庭を顧みれないというのは、やはりおかしい仕組みだというふうに思います。そういった意味からも、全ての子どもたちに行き届くということを考えていくと、そういった教員の、増員というよりはその兼任ということだとか、あるいは必要な研修ができるような環境づくりのために再検討していくという仕組みが必要なのかなと思います。その上で初めて、この研修のあり方、人材確保というものが力を発揮できるところに行くのではないかなという辺りが、今日の議論の中身かなと思っています。

聞き落としだとかメモの不足もありますので、また後ほど補足はしたいと思えますけれども、課題1にかかわってはそういう意見だと思っています。

それから課題2、「特別支援教育の場や環境整備のあり方」については、ボランティア活動ということで、教員が一定の期間で交代することを考えると、やはりボランティアだとか地域の多くの人たちがかわっていくということは、長い目で見守っていたりすることも可能になっていくということになりますので、そういった意味では、複数の地域の人たちに協力してもらう体制が必要だろうということです。

ただその際、やはり教員だけではなくて、そういったボランティアだとか地域の人たちも含めた研修ということを充実させないと、どうかかわっていいのかわからないとかいうことにもなってしまいますので、そういった市民だとかボランティアを対象とするような研修のあり方、効果的な研修のあり方ということも合わせて考えていかないと、実際ボランティアをできる人たちをどこでどう見つけて活用するのかという、そのステージに乗らないだろうというようなご意見だったのではないかと思います。

それから課題3、「一人一人の教育的ニーズに応える教育の推進」では、幼稚園、保育所から小学校への連携のところ、連絡会議が行われるけれども、複数の校区にまたがるときには、その引き継ぎだとかが十分ではない。提案として出されたのは、ノートだとか、情報連携ということをスムーズにするような記録を引き渡していくというようなことを、一つ考えてもいいのではないかと。ですから、校区を越えた、子どもたちの個性を尊重するために、どういうことをしないといけないのかというようなことを、やはりきちんと引き継げるような仕組みの開発ということが課題なのかなと思っています。

ただ、幼稚園、保育所から引き継ぐ前に、幼稚園、保育所も努力をするけれども、幼稚園教諭あるいは保育士の、障害にかかわる研修の充実ということも合わせて行わないといけないし、それと同時に保護者への働きかけを支援するような仕組みについても、研修だとかお互いに情報交換ということをきちんと進めないといけない。親には、特別支援教育だとか判定されることへの不安ということがつきまわっていて、親自身はそういった中で育ってきたので、子どもが小さいうちからそういった偏見をなくして、より適切であるということを理解させるような仕組みを作っていくといけない。ただ、これを幼稚園、保育所でそのまま進めていくと、さらに大きな負担を強いるということになりますので、そういった意味では障害児補助員制度の、保護者の同意ということを条件付けなくても、非常に弾力的に配置していくという仕組みなども少し検討する必要があるのかなというふうに思います。

小学校、中学校の接続に関しては、やはりきめ細やかな対応への理解ということもあって、中学部への増員ということがあっていいのではないかなという意見が、この

間も出されましたけれども、私からするとやはり中学校、高校になってくると、小学校までと違って勉強中心だとか、学校の日常生活が進んでいくペースが健常者中心に行われてくるということがありますので、やはりそこに居場所が見つけないと思います。それを願ってでも学校を変わらないと、やはり特別支援学校のほうがいいのではないかという判断はあるのかなという気もしています。

そういった状況もありますので、中学部をより充実させていくということが重要な課題だとは思いますが、やはり望む中学校に行けるような学校環境の見直しというような仕組み、あるいは課題4にかかわりますけれども、中学校にきちんと助言していくような仕組みづくりを強化していくということも必要かなと思います。

それから、中学校から高等学校への接続の問題に関して、基本的に希望者を前提として受け入れるということなので、高等学校の接続に対してはここの中では大きな問題は出ていなかったですけれども、やはり社会生活への仕組みに関しては、途中、働いている人たちの話も出ましたけれども、その社会生活、就職させるかということも重要ですが、同時に職場の、周囲の理解ということがないとすまされないということが言われています。

私の周りの人たちでも、障害の程度の問題で、やはり程度の軽いほうが良いということを親のほうは思ったりするわけですが、障害の程度が軽いことによって就職を考えると厳しいかもしれないと、かえって重い程度のほうが就職はその枠でいけるのではないかというふうに、親が途中から考え方を変えていく。それはやはり子どもを見るよりも制度にいかに乗っていくかということだとか、そういう噂話みたいなのを耳にしたりして気になっていますので、そういった意味では社会の理解ということも、学校教育は超えてしまいますけれども、同時に人権教育の中の柱として、やはりきちんと位置づけてやる必要があるかなと思います。

その位置づけに関しては、北九州市の障害者の計画だとかの中にもうたわれているのですけれども、いずれにしても、特別なニーズにどう答えていくのかというのが中心で、こういった特別支援教育に関してはやはり抜け落ちている部分だと思います。制度としても、委員の中から保健福祉局と教育委員会との連携ということが出ましたけれども、教育委員会、子ども家庭局、保健福祉局の3局が合同しながら、障害のある子どもを支えるという、障害のある子どもも含めてインクルージングしていくような、北九州市の生活環境というのをどうつくっていくのかというのは、その方向で議論していく必要があるのではないかということを確認されているような気がします。

それから課題4にかかわっては、特別支援連携の必要があるという形以上のことは出なかったですし、むしろ委員のほうからこの課題として、実際のコーディネーターの配置だとか確保だとかいう問題があるということが、出されたにとどまっていますけれども、内部から見た条件の問題、課題の問題というのが指摘されたのではないかと考えております。この中に、先ほど幼稚園との連携というのも出ましたけれども、幼小中の連携を支えていくような、この3つの質を、それぞれの子どもを支えていくようなコーディネート機能だとか、あるいは情報の連携というのをどうするのか、ということは課題になるのかなと思っています。

以上、かなり抜け落ちているところがあるかと思えますけれども、皆さんの意見を大まかに、一応この課題1、2、3、4に整理をしてみるとこんな感じかな

というふうに思います。

議事録だとか、あと皆さん方の意見を踏まえて、この教育会議としてはこういった問題に対してどういう提言の仕方をするのか、最終的な提言に関しては繰り返し検討していくということになりますけれども、この個別の問題に関しても、それぞれ提言をしていくのかどうかは、事務局と相談して、まとめのあり方、あるいは提言するとしたらコンパクトにやるのか長くやるのか、コンパクトにやるとしたらどのぐらいの合意でもって、皆さんの了解の仕組みを取るのかというのは、これも手探りになるかと思えますけれども、検討させて皆さん方にこういうやり方でいいかという形で、次回、相談をさせていただきたいと思っています。

委員： 今、ここに子ども家庭局の保育課と教育委員会にと来ていただいています。それで、私もいろいろなところに関係しているのですが、障害児の加配の問題で、子ども家庭局のほうの学童保育は、障害児が1人でも付くのです。ところが保育課のほうの私立の認可保育園ですけれども、障害児が2名で6時間、3名いないと1人付かない。1人ではゼロなのです。

だから保育園の場合は、1人では付かないのです。2人で6時間、3人で1日ということで、例えばADHDの子どもさんとかいたら、1人いても大変なのです。ぜひ障害児加配を1人でも付くという形にさせていただければと思います。

座長： そのほか、絶対これだけは言っておきたいという意見はありますか。なければ時間がないので、議題2の説明を簡単にさせていただきたいと思います。

事務局： お時間ありませんので、資料4についてご説明をさしあげますけれども、今回はこの資料4をこういう趣旨で作りましたという説明にとどめさせていただいて、次回までにお読みいただくというかたちをとらせていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日お配りしました資料の4をご覧ください。家庭教育の重要性と、学校、家庭、地域の連携についてでございます。

まず、家庭を取り巻く環境としまして、家庭教育は全ての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心や自立心などを育成する上で、重要な役割を果たすものでございます。しかしながら、近年の少子化、都市化、核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄などで、家庭の教育力が低下したということが指摘されています。また、少年非行や児童虐待の問題なども深刻化し、家庭教育の支援の充実が大きく叫ばれています。

このような中で、国におきまして、平成18年12月22日に教育基本法が改正され、家庭教育について条文が新設されました。保護者が子どもの教育について、第一義的な責任を有すること、及び、国や地方公共団体が家庭教育の支援に努めるべきこと、また、学校、家庭、地域住民など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚して、相互に連携協力に努めるべきことを規定しております。

以下、児童福祉法の改正や、このような状況の中で国の取り組みとしまして、「早寝早起き朝ごはん運動」など、また次のページに、本市の取り組みが書かれております。このような取り組みの中で、今後の方向性も考えられるところが、家庭教育に関する効果的な事業の実施ですとか、子どもの基本的な生活習慣の向上

などという方向性を書かせていただいております。

それから3ページでございますが、これは家庭教育支援にかかわる事業につきまして、子ども成長段階に応じて事業を表しているものでございます。例えば妊娠期、乳幼児期、小学校、中学校、高校生以上ということで、それぞれ横に、例えば妊娠中だと母子手帳ですとか、乳児、幼児だと家庭教育セミナーや育児サークル、保育所の地域活動など、小学生で生活体験合宿ですとか、子ども総合センターでの支援などということで、これは教育委員会と子ども家庭局の事業を書かせていただいております。以下は、それに関する生活実態の統計の資料等でございます。

簡単でございますが、本日はそういうことでよろしいでしょうか。

座長： 本日は、会場の都合で、できれば4時ぐらいをめどにして終わっていただければということなので、ちょっと急いで説明していただきました。資料の詳しい説明よりも、こういう資料があるということでご説明をしていただきました。やり方としては同じやり方になりますけれども、今回はこの家庭教育の重要性と、学校、家庭、地域の連携についてということテーマを取り上げたいというふうに思います。

今日、取り上げた特別支援教育については、それをどういうふうにとまとめるかということで、次回まで私の預かりで宿題にさせていただいて、こういうやり方でいいかどうかというのは、次の会議において、皆さん方に確認していただこうと思います。場合によっては特別支援教育をもう1回やるかと思えます。きちんと結論が出てまとめの文面まで、一つずつ区切りを打っていこうという話になるかもしれませんが、それに関してはちょっと次回まで預からせていただきたいと思えます。

この家庭教育について次回やりますので、また、何人かの委員の方には意見発表を、今回と同じように10分程度願いますということにもなると思えます。

委員それぞれに、家庭について、こういう仕組みが必要なのではないか、こういう課題があるのではないかとということ、まとめて整理してきていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは本日の議事はこれで終了にしたいと思えます。最後に事務局から連絡事項等あればよろしくお願いいたします。

3 事務連絡

事務局： 長時間にわたるご議論、ありがとうございました。事務局から2点ございます。

まず1点目、次回、第4回会議の開催日程でございます。日程調整の結果、1月24日、木曜日14時から、午後2時から開催させていただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

2点目でございます。第5回会議の日程調整につきましては、事前に調整表を送らせていただいたところでございます。現在のところ、2月19日の火曜日が都合のよい委員が多いということでございます。2月19日ということで最終的に調整させていただいて、正式に通知させていただくということになるかと思えますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

4 閉会

座 長： では今、ご連絡ありましたけれども、次回、第4回会議は1月24日、第5回会議は2月19日ということで会議を進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

それではこれで、第3回子どもの未来をひらく教育改革会議を閉会させていただきます。皆さんどうもありがとうございました。